

## 大分県「県民の森」について(Ⅲ)

### ——用地買収とその問題点——

大分県緑化推進課 小 関 昇  
真 路 博

#### 1. はじめに

大分県県民の森は、昭和49年度から本格的な事業に着手し、51年4月には一部をオープンするはこびとなつた。この県民の森の立地条件及び地帯区分並びに森林施業の基本的な方向づけについては、既報告のとおりである。

昭和47年度から始めた用地買収は、県民の森造成事業全体計画完成までの成否にかかるもので、用地買収の完了はこの事業の80%が終了したといえるほど困難をきわめるものである。

今回は、この用地買収の問題点を探り検討した。

#### 2. 用地買収の経過

県民の森区域の総面積は4,471.82haで、そのうち私有林等が2,216.66haの半数を示している。この私有林等のうち施設区域・特別保護区域・隣接区域を中心1,760.28haの用地を買収するものである。

まず、47年12月2日に関係市町の協力を求めるとともに、大分県土地開発公社に用地買収を依頼し、12月30日から地元関係33部落に対する説明会を開き、この関係部落民の了解を得て48年6月27日から立木補償に対する調査を始めた。立木補償に対する金額清算が終了後、ただちに用地買収を進め48年12月13日に初めての買取契約の締結をみた。

#### 3. 用地買収に対する意見及び要望

県民の森用地買収にかかる関係部落の説明会から買取契約締結までの間に、関係部落民から数多くの意見及び要望が提示された。

そのうち、用地買収区域に対する要望として区域を縮小してもらいたいが15部落、区域を拡大してもらいたいが5部落であった。

区域縮小には、林業経営ができなくなるが8部落で、そのうち3部落はクヌギ林分が含まれるためシイタケ生産ができなくなるとするものである。また、林業に依存度が低い地区では、県民の森区域が部落に近

いためゴミ等の公害が出るおそれがあるとするもの6部落、県民の森を造っても部落にメリットがないとするものが1部落であった。

区域の拡大要望は、県民の森区域に隣接するからとする個人的なものが2部落、他市町村の個人所有が多いからが1部落、共有林であるために区域を拡げ全共有林を買ってもらいたいが1部落、部落の発展のため（現存林分が経済林でない）が1部落とそれぞれ理由が異なっているが、部落共有（記名共有を含む）比率が多くなるにしたがい縮小を希望する数が少なくなっている。

この他、部落に通ずる道路の新設・改良を要望した部落が23にのぼり、大部分の部落が条件の一つとしている。また、山火事、ゴミ、水源の汚濁等二次公害対策についてが16、猪の被害が更に増える心配があるとするものが14、さらに、県民の森の維持管理に地元民を優先的に雇用してもらいたいが10部落で、施設計画周辺部の部落はことごとく雇用を条件としている。

なお、県民の森に反対する意見の中に、自分達の周囲には線がいっぱいあるので必要ないとするもの、部落にあたえる利点がないとするものがそれぞれ1部落あった。

用地確保の方法としては、他県にみられる買収のしやすい所から行い、後日、施設区域等が残り買収に困難をきわめているということもあって、本県では、施設区域から買収を進めている。

離落に直接はいり、買取交渉をするなかで、買収する順序をどうするか、買取価格をどうするかが問題となる。買取順序は、部落共有を先にとするものが22部落、次に、地区外所有者を先にとするものが5部落であった。このように、自分に直接關係することは先に延したいという考え方の現れであり、進んで買収に応ずる者は少数である。

買取交渉で、土地代は部落単位で一本化は、部落を区画割し2～3段階に部落民と協議して定めるので、買取契約時には価格面で問題はおこらないが、立木価格は個々に異なるため、いくらでも高く売りたい、自

分の山は隣の山より良いなどと、立木価格の引き上げを要求する。なお、部落共有の場合は、土地代と立木代にわけず合計額でいくらとしたところスムーズに契約が行われた。

#### 4. 用地買収と生活基盤の変化

買収対象面積が比較的多く、1年前に大部分の用地買収が終了した、林業を生計の主とする地区A部落と里山地区のB部落について、用地買収前と1年後の現在を比較し、両部落にどのような変化があったかを見ることにした。A・B両部落の地区面積及び県民の森区域面積並びに買収面積は表-1のとおりである。A部落では、部落全地区面積の19.6%を、B部落では、部落全地区面積の33.0%が買収されたことになる。これによって、A・B両部落の保有山林規模は、表-2のとおりとなる。しかし、A部落では、買収地区より過去10カ年間において収益をあげたと考えられるものは、伐採量160m<sup>3</sup>程度のクヌギ林である。買収後は、県民の森造成事業及び保育事業が行われているため、部落の収入は増大している。B部落は、大分市街地に近い関係もあって、林業としてはほとんどみるべきもののがなく、従前から農業及びサラリーマンとしての収入によっていた。これが本年度県民の森施設の完成と

共に地元民12名を常時雇用することにしている。

このように、A・B両部落とも所有規模の減少はあったものの、生活基盤そのものは、雇用によって拡大されたと考えられる。

#### 5. おわりに

用地買収は、土地を売りたい人と売りたくない人とは、考え方方が根本的に異なり、売りたい人は売る時期を考えているが、売りたくない人は理屈を考えるものである。

すべての部落に共通することは、部落民の大半が賛成しても4~5名程度の人が反対するものである。このような少数グループの場合は話しが進めやすいが、しかし、これが離れザル的な存在の一人である場合は困難をきわめるものである。

また、人の心は微妙に揺れ動くもので、今日と明日とでは話しが変るので、売る人の心の動きを読むことも必要である。

このように、県民の森の用地買収は、地域の人に密着しなければならないものであり、また、地域農林家の生活基盤の安定に寄与することが、今後の県民の森の完成及び管理運営をよういになさしめるものと考えられる。

表-1 A・B部落の地区面積と県民の森面積及び買収面積

単位 ha

部 落	区 分	全面積	林						野			田	畠	その他			
			國 有 有 有 町		部 落 共 有		個 人 有		計								
			地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外									
A	全 地 区	451.01	122.18	95.63	—	125.53	84.06	427.40	11.52	—	5.01	7.08	—	—			
	県民の森 買収面積	213.55 88.25	117.50 —	77.30 77.30	—	10.53 9.41	8.22 1.54	213.55 88.25	—	—	—	—	—	—			
	全 地 区	283.14	108.56	37.94	0.16	49.38	65.87	261.91	12.71	6.37	2.15	—	—	—			
B	県民の森 買収面積	213.73 93.40	108.56 —	37.29 37.29	0.16	21.92 20.49	43.52 33.34	211.45 91.12	1.56 1.56	0.72	0.72	—	—	—			

表-2 保有山林規模の変化

単位 ha

部 落	区 分	~0.1 ha		0.1~1.0		1.0~5.0		5.0~10		10~20		計		平均
		戸	面 積	戸	面 積	戸	面 積	戸	面 積	戸	面 積	戸	面 積	
A	買収前	—	—	4	1.72	3	7.34	6	41.95	5	74.52	18	125.53	6.97
	買収後	—	—	5	2.08	3	6.99	5	35.02	5	72.03	18	116.12	6.45
B	買収前	8	0.43	15	7.66	19	41.29	—	—	—	—	43	49.38	1.15
	買収後	11	0.52	15	6.54	13	21.83	—	—	—	—	39	28.89	0.74

注 部落共有林は除く